

議案第 38 号

芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件

芽室町社会体育施設等の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和 7 年 9 月 25 日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 芽室町社会体育施設等

所 在 地 芽室町東 3 条 8 丁目 1 番地ほか

2 指定管理者

所 在 地 河東郡音更町木野西通 8 丁目 3 番地 9

名 称 オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体

代表者名 株式会社オカモト 代表取締役 岡本 謙一

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 18 年 3 月 31 日まで

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

1 審議結果

オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体を指定管理者として適当であると認める。

2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
社会体育施設等	
・芽室町総合体育館	芽室町東3条8丁目1番地
・芽室町トレーニングセンター	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町温水プール	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室町健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1番地
・芽室町サッカー場	芽室町東6条南1丁目1番地
・芽室公園	芽室町東1条8丁目1番地
・芽室南公園	芽室町西3条南6丁目1番地
・南多目的運動公園	芽室町新生南6線23番地
・芽室西運動広場	芽室町芽室南3線25番地
・美生川河川敷公園	芽室町東8条3丁目1番地1地先
・芽室霊園緑地公園	芽室町芽室南3線24番地3
・東工北1公園	芽室町東芽室北1線4番地20

3 応募団体

団体名	所在地
オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合 共同企業体	河東郡音更町木野西通8丁目3番地9

4 審議経過

募集	・非公募による募集
第1回選定委員会 (令和7年9月5日)	・募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・評価方法の審議 ・提案内容の審議・評価
最終確認 (令和7年9月11日)	・選定評価、結果報告書の確認

5 審議手順

- (1) 募集要項、事業計画書等により要求水準が満たされているか確認した。
- (2) 担当課及び応募団体の同席により、疑問点を確認した。
- (3) 次の表のとおり審議項目と視点を設定し評価を行った。

審議項目	視点	配点
(1) 利用者の平等な利用確保	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか	10
	②公共施設として平等性に配慮されているか	5
(2) 利用者に対するサービス向上	①サービス向上策の実現性	5
	②接遇向上の取り組み	5
	③利用者への情報提供	5
(3) 施設効用の最大限発揮	①自主事業の企画内容と実現性	15
(4) 施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	10
	②人員配置・体制（危機管理含む）	5
(5) 管理経費の縮減	①管理経費の縮減策	5
	②事業費の妥当性	5
(6) 安定した管理能力	①安定した管理能力があるか	10
(7) 地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	10
(8) 提案価格	提案価格	10

6 評価結果について

審議	オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体
総合点数	68.12点／100点
【付点方法】 視点ごとに付点する。配点は通常項目の最大5点から重点項目の最大15点までとし、その6割となる3点、6点、9点をそれぞれ基準点とした。 全項目の合計は100点（基準点は60点）であり、各委員の評価点の平均（小数点以下第3位切り捨て）を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点を超える場合は指定管理者として適当とした。	

7 適当と認めた理由について

オカモト・芽室ビル管理・十勝広域森林組合共同企業体の総合点数は基準点を上回る68.12点である。

現在、社会体育施設等を管理運営しており、指定管理期間中の大きなトラブルもなく、共同企業体を構成する株式会社オカモトにおいては他市町村のスポーツ施設の管理実績もあり、今後も安定した運営が期待できる。

令和5年度に供用開始となった温水プール、トレーニングセンターは利用者から好評であり、自主事業等も通じて子どもから大人まで利用者が増加していることから、指定管理期間を10年間とすることは、長期的視点での事業への投資により施設の有効活用が期待でき、町及び指定管理事業者の双方にとってメリットが大きく、周辺施設への波及効果を含めて理解できる。

次年度以降の業務に係る提案については、これまでの管理実績を踏まえた上で健康増進に寄与する施設として、町民ニーズの把握に取り組み、利用促進・サービスの更なる向上を方針としている。

また、職員の資格取得、技能講習・安全講習の受講、各種教育・研修などが計画されており、人材の確保・育成における取組が伺える。

自主事業における利用者・社会的ニーズに合わせながら、子どもから大人まで各年齢層に合わせたプログラムを継続して実施する計画にも期待できる。

各委員個別には、いずれの審議項目においても基準点未満の評価はないことから、提案内容は町が求める水準を上回り、実現可能であり住民サービスの向上につながるものであるとの結論を得た。

以上審議の結果、指定管理者として適当であると認めるものである。

8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	大熊 美由紀	民間人有識者
委 員	島影 由里香	民間人有識者
委 員	鈴木 優	民間人有識者
委 員	佐々木 快治	総務課長
委 員	佐藤 季之	都市経営課長